

Ⅲ 女 性 支 援

〔婦人相談所〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

()女性相談について

1 女性相談（婦人保護事業）とは

(1) 根拠法等

売春防止法（昭和31年制定）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定）

人身取引対策行動計画（平成16年12月） 人身取引対策行動計画（2009・2014）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定）

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（平成29年5月19日）

（参考）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4.5.19成立 / R6.4.1施行）

(2) 婦人保護事業の対象者の範囲

売春経歴を有するもので、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行なうおそれがあると認められる者

DV被害者（配偶者からの暴力を受けた者）

* 配偶者とは）事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。

関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。

* 暴力とは）身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

人身取引被害者

ストーカー被害者

AV出演強要・JKビジネス被害者

2 女性相談の実施機関

(1) 婦人相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター）

都道府県における婦人保護事業の中核機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

長崎県では、平成19年度に長崎こども・女性・障害者支援センターに統合された。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、婦人相談所の兼務職員が配置され、婦人相談所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

(長崎 / 佐世保こども・女性・障害者支援センター)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成 14 年度から婦人相談所(現長崎こども・女性・障害者支援センター)に、平成 19 年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成 23 年 4 月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は 4 か所となった。

3 相談業務の内容

(1) 電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行う。

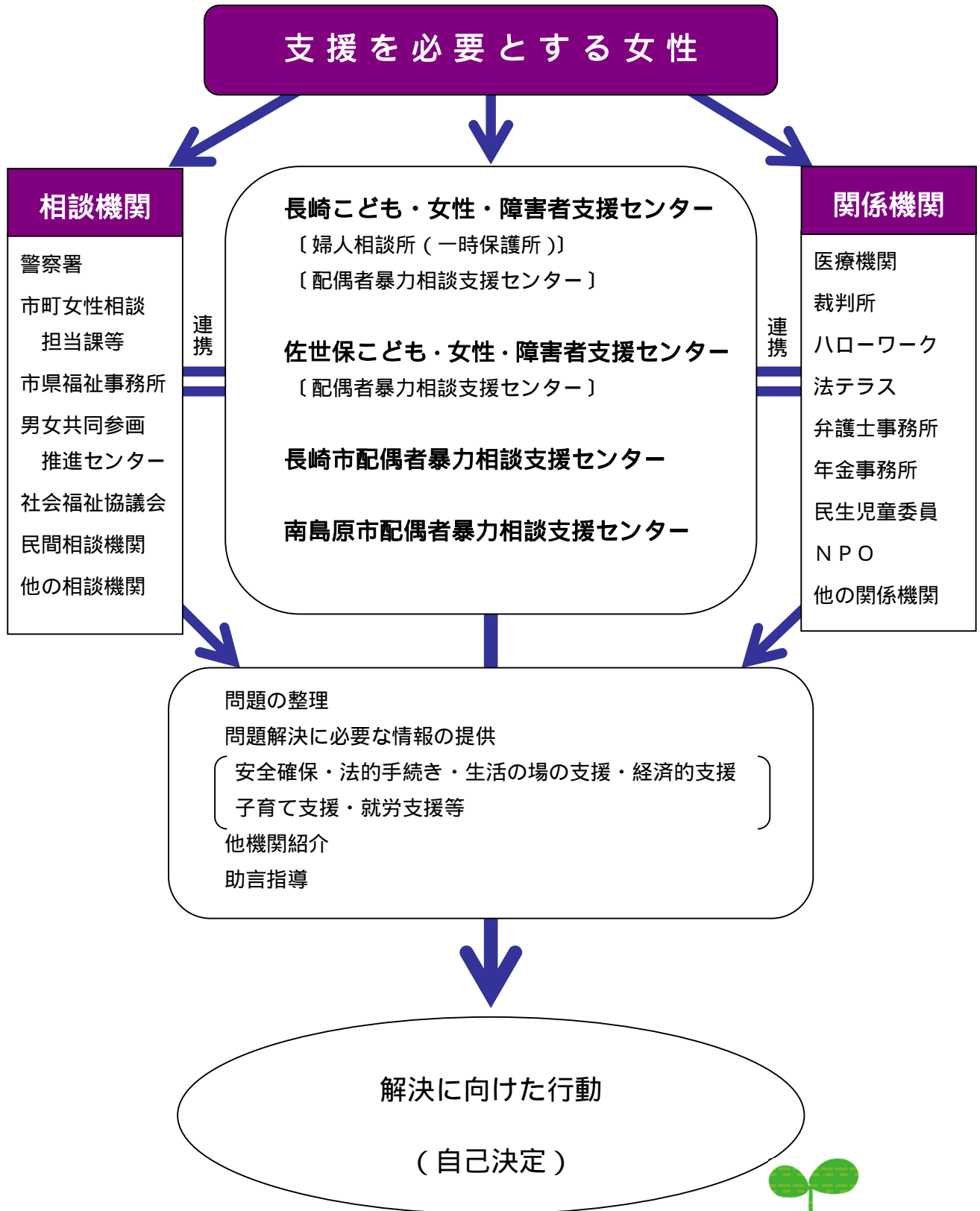
(2) 来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。



4 相談支援の流れ

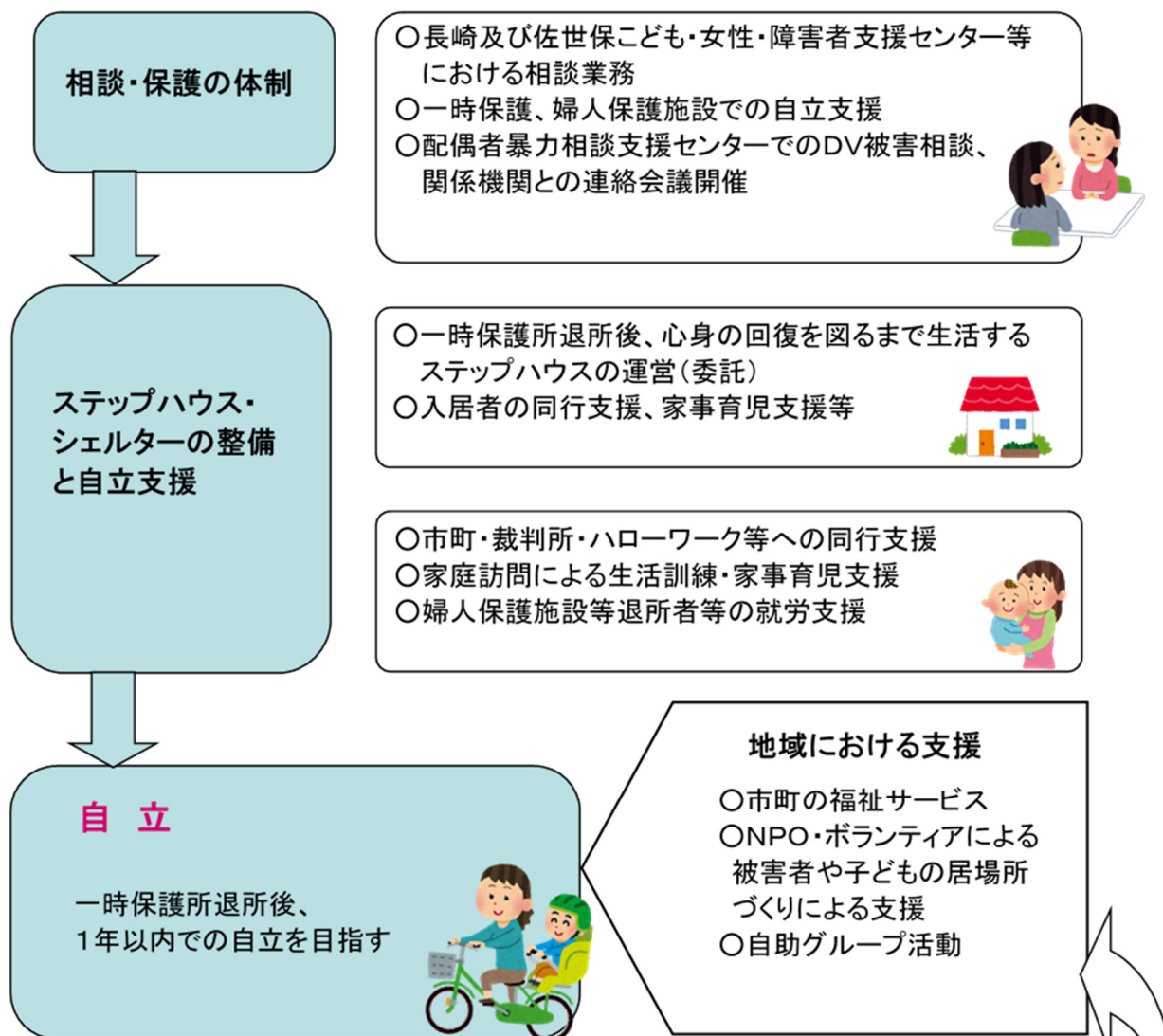
次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。



(1) 長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。
(H17～訪問教育、H18～保育士配置、H21～退所者等就労支援、H22 屋内体育館整備、H22～24 光交付金活用による支援拡充)

1. 相談から自立までの切れ目のない支援



2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

- 中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- DV家庭で育った子どもへの心理ケア

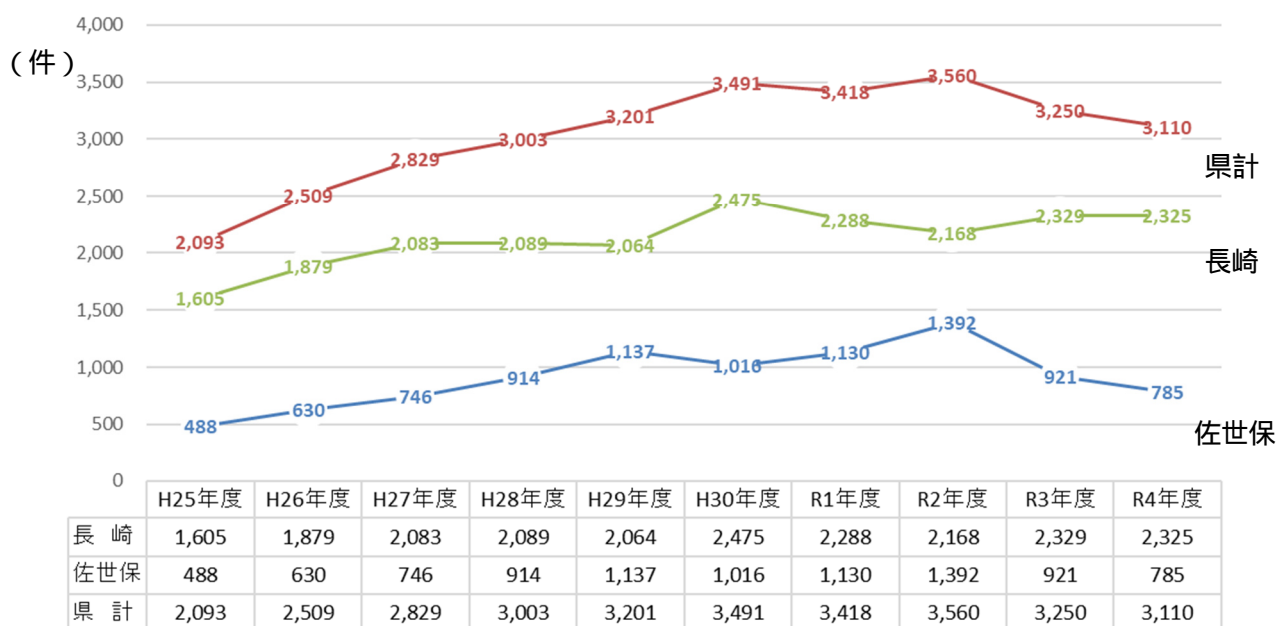


()相談事業の概要

1 相談件数等の推移

(1) 相談件数の推移

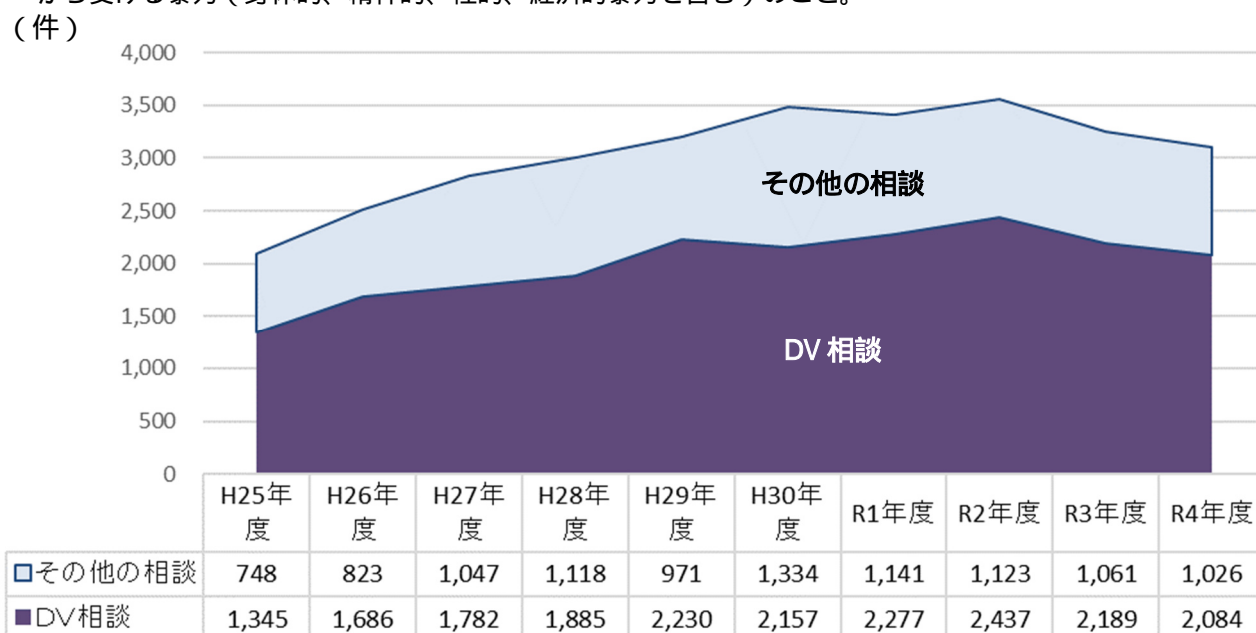
平成25年度以降、県全体の相談件数は増加傾向にあった。令和3年以降、地域差はあるものの県全体としては減少傾向にはあるが、引き続き3千件を超えた数で推移している。相談件数はこの10年で約1.5倍となっている。



(2) DV相談の推移

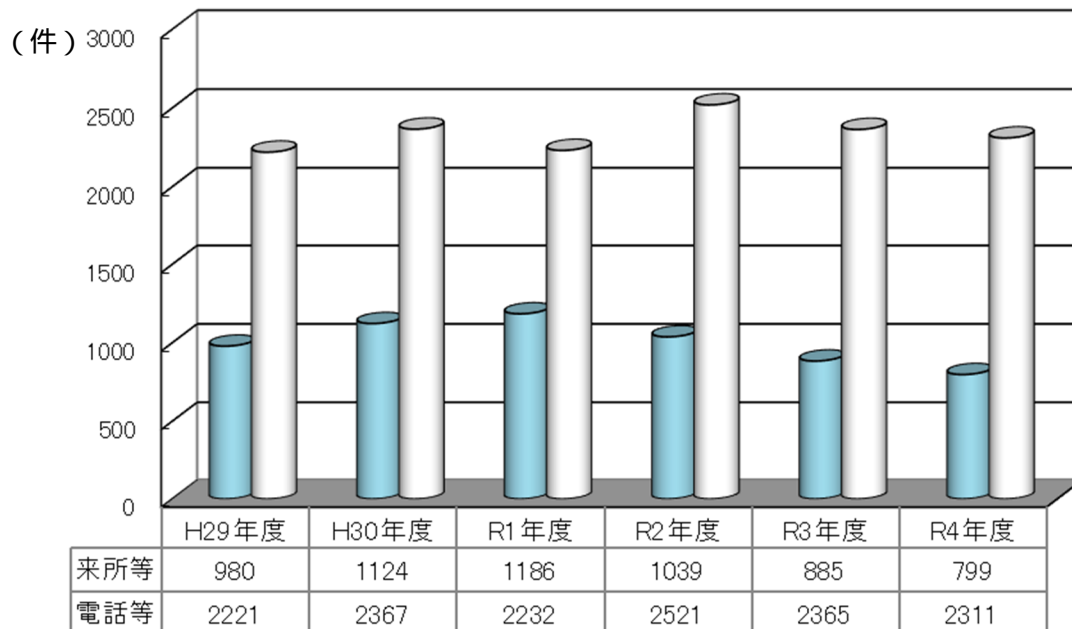
令和4年度のDV相談は前年度に続き減少しているが、全体の相談件数の67.0%にあたる2,084件がDVに関する相談となっており、割合的には近年ほぼ変わらない数値で推移している。

* DV防止法上では、DVとは、パートナー（配偶者、内縁関係、同居している交際相手）や元パートナーから受ける暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む）のこと。



(3) 相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを心がけている。これまで相談件数の約3割が来所等での相談となっていたが、新型コロナウイルスの影響もあってか、令和3年度から来所等での相談が減少傾向となっており、令和4年度も799件と、全体の25.7%であった。

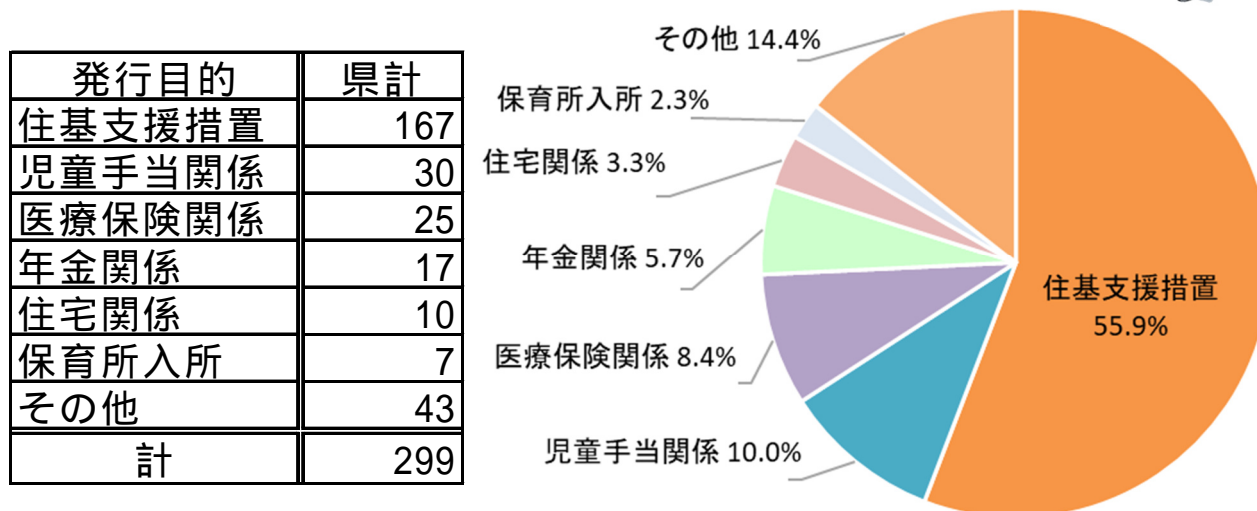


■ 来所等：来所、訪問、出張、同行支援
 □ 電話等：電話、メール、FAX、手紙

(4) 証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

令和4年度は299件の証明書を交付した。



2 相談の内訳

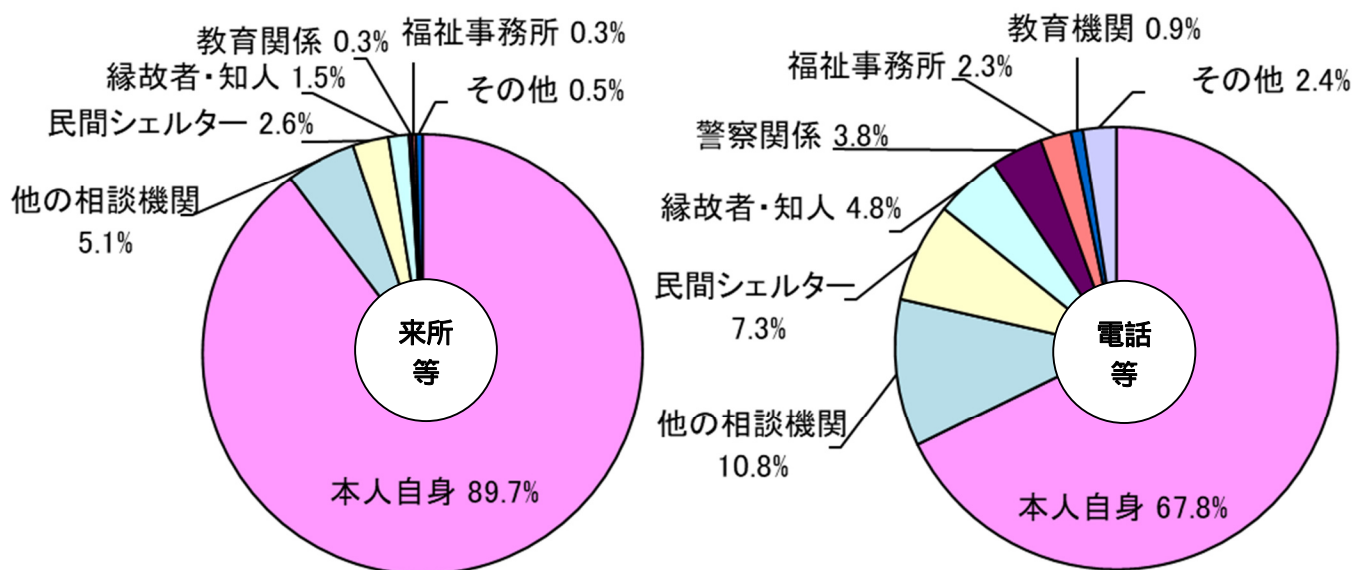
(1) 相談経路(相談者)

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援につなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の 婦人相談所	他の 婦人相談員	福祉 事務所	他の 相談機関	社会 福祉施設等	医療 機関	民間 シェルター	縁故者・ 知人	DV センター	その他	計
来所等 相談	長崎	567	1	0	0	0	0	0	2	22	0	1	16	10	0	1	620
	佐世保	150	0	1	2	0	0	0	0	19	0	0	5	2	0	0	179
	県計	717	1	1	2	0	0	0	2	41	0	1	21	12	0	1	799
電話等 相談	長崎	1,164	72	1	11	0	0	0	34	219	3	13	88	81	8	11	1,705
	佐世保	402	16	3	9	0	5	7	18	30	1	3	80	31	1	0	606
	県計	1,566	88	4	20	0	5	7	52	249	4	16	168	112	9	11	2,311

* 来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む

* 電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

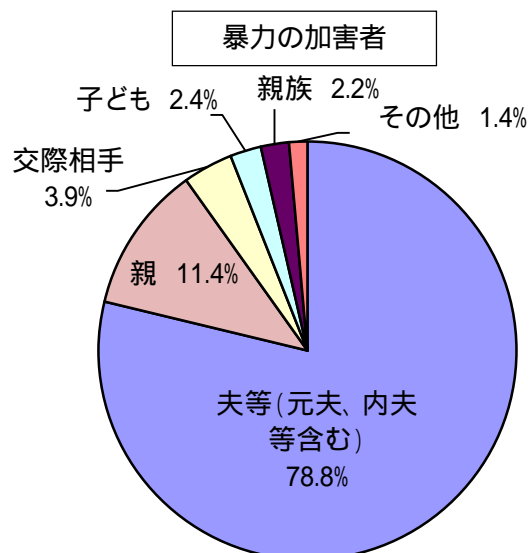
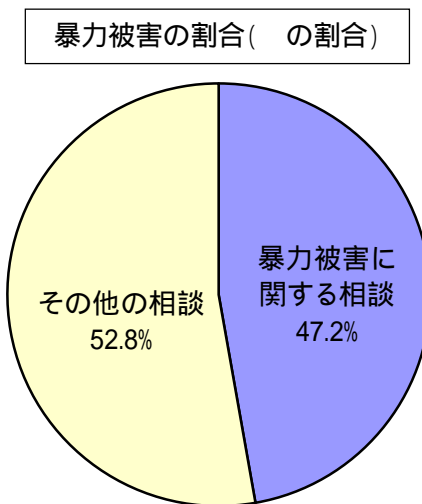
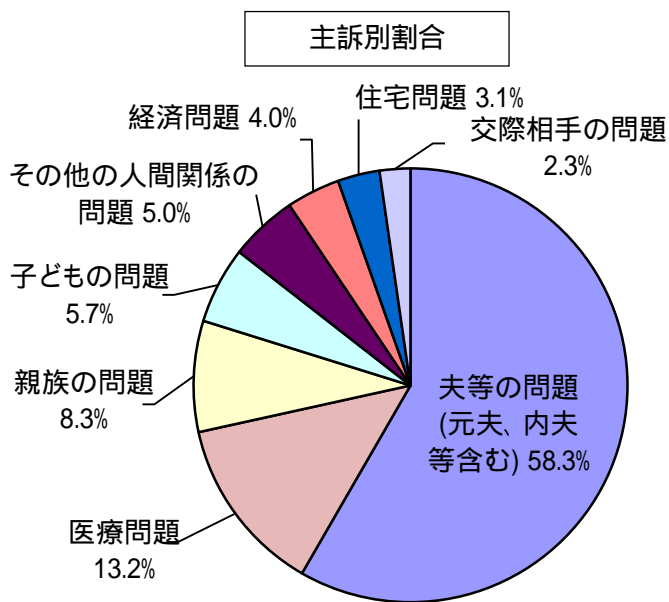


(2) 主訴

主訴の58.3%が夫等(元夫、内夫、同棲の交際相手等含む)との各種問題、47.2%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、78.8%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談12件、電話11件を含む。

主訴	内 訳		合計	
	来所等	電話等		
夫等	夫等からの暴力	384	773	1,157
	酒乱・薬物中毒	1	0	1
	離婚問題	148	320	468
	その他	35	153	188
夫等の問題		568	1,246	1,814
子ども	子どもからの暴力	4	31	35
	養育困難	2	1	3
	その他	29	111	140
子どもの問題		35	143	178
親族	親からの暴力	44	123	167
	親族からの暴力	6	26	32
	その他	9	49	58
親族の問題		59	198	257
交際相手	交際相手からの暴力	14	43	57
	その他	3	11	14
交際相手の問題		17	54	71
その他の者からの暴力		3	18	21
男女問題		2	14	16
不純異性交遊		0	0	0
ストーカー被害		2	6	8
家庭不和		5	20	25
ヒモ・暴力団関係		0	0	0
その他		9	78	87
その他の人間関係の問題		21	136	157
住宅関係	住宅問題	20	66	86
	帰住先なし	2	9	11
	住宅問題	22	75	97
経済関係	生活困窮	9	25	34
	借金・サラ金	9	16	25
	求職	4	14	18
	その他	10	38	48
経済問題		32	93	125
医療関係	病気	3	24	27
	精神的問題	42	330	372
	妊娠・出産	0	2	2
	その他	0	10	10
医療問題		45	366	411
売春・人身取引	売春防止法第5条違反	0	0	0
	売春強要	0	0	0
	人身取引	0	0	0
	売春・人身取引問題	0	0	0
計		799	2,311	3,110



(3) 相談者の居所別

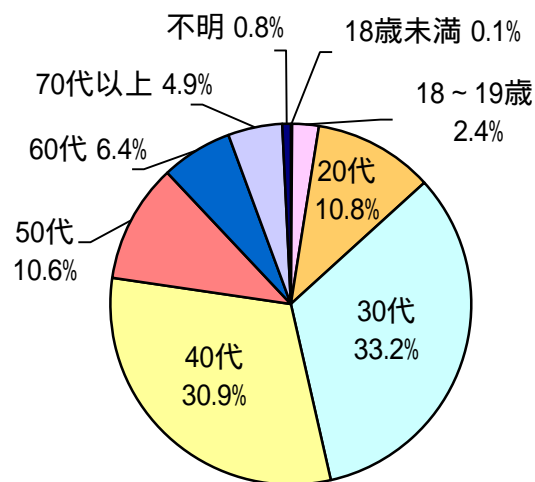
	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎	1,516	26	105	110	103	1	1	1	9	32	15	28	26	54	87	2	2	1	0	2	7	107	90	2,325
佐世保	8	486	1	0	5	34	14	0	0	0	6	0	34	0	0	16	18	12	0	80	3	40	28	785
県計	1,524	512	106	110	108	35	15	1	9	32	21	28	60	54	87	18	20	13	0	82	10	147	118	3,110

(4) 来所等相談者の詳細

年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が74.8%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代以上からの相談もある。

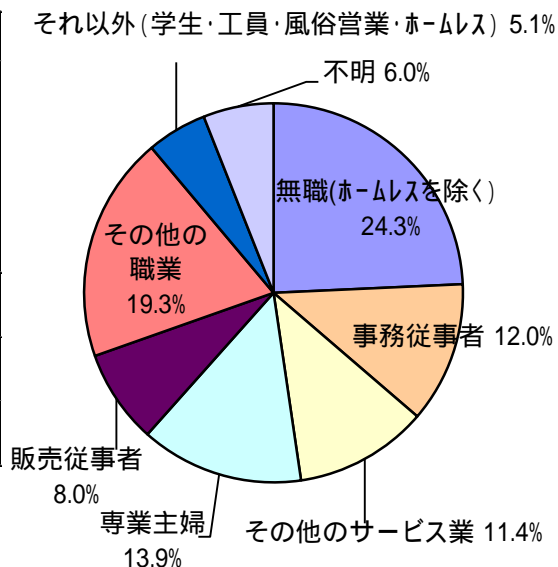
	10代 (内18 未満)	20代	30代	40代	50代	60代 (内65 以上)	70代	80代	不明	計
長崎	16(0)	73	192	186	74	46(25)	27	2	4	620
佐世保	4(1)	13	73	61	11	5(1)	10	0	2	179
県計	20(1)	86	265	247	85	51(26)	37	2	6	799



職業

無職(ホームレスを除く)と専業主婦で38.2%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
長崎	82	46	13	3	73	120	65	0	166	15	37	620
佐世保	14	18	6	0	18	34	46	0	28	4	11	179
県計	96	64	19	3	91	154	111	0	194	19	48	799

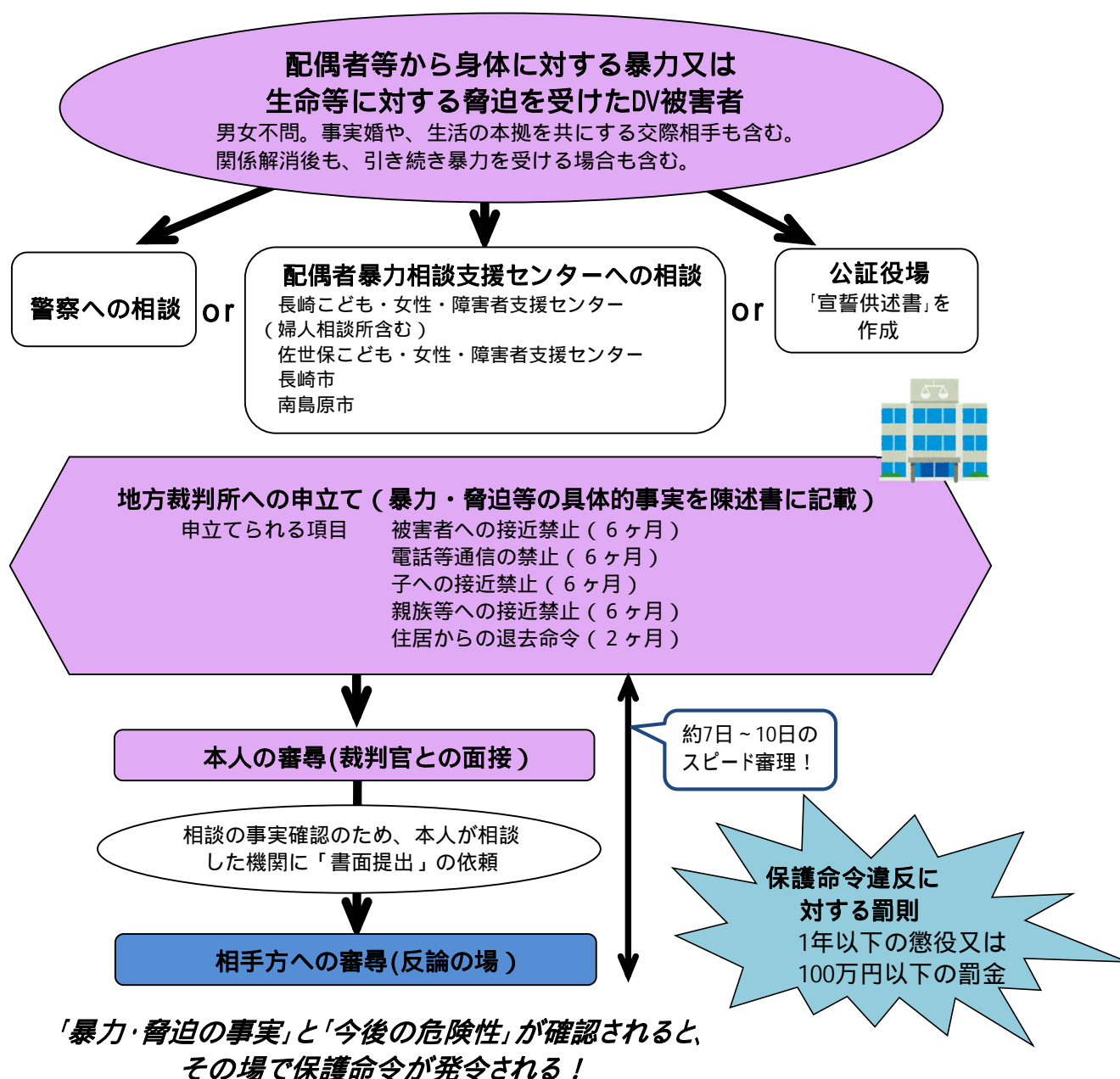


3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第10条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内容	申立書作成支援					地方裁判所への書面提出				
	H30	H31	R2	R3	R4	H30	H31	R2	R3	R4
長崎	28	26	38	16	20	4	2	2	1	0
佐世保	5	5	5	9	2	0	1	0	0	1
県計	33	31	43	25	22	4	3	2	1	1

保護命令の手続きの流れ



4 事業

(1) 弁護士相談事業

後述「一時保護 5 法律相談」に計上

(2) 民間支援団体との協働事業

平成 21 年度から民間支援団体（NPO 法人）と協働することで、DV 被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 4 年度は NPO 法人との連携会議を長崎地区 22 回（85 ケース）、佐世保地区 10 回（64 ケース）行った。

5 研修会の開催・講師派遣等



(1) 研修会（主催）

名 称	月 日	研修内容
婦人相談員等(女性相談担当職員)研修会	7月26日	「DV 被害の影響とその回復過程の支援について」

(2) 連携会議(主催)

名 称	月 日	参加機関
第 1 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	6月28日	配偶者暴力相談支援センター4 機関 男女共同参画推進担当 5 機関、長崎県
県北地区女性相談関係機関意見交換会	10月14日	警察・市町・民間団体・民間センター・県関係機関・両センター・長崎県 計 31 機関
県南地区女性相談関係機関意見交換会	11月16日	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進担当、警察、司法関係、民間団体、民間センター、福祉事務所、保健所、長崎県 計 36 機関
第 2 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	3月16日	配偶者暴力相談支援センター 4 機関

(3) 講師等派遣

名 称	月 日	主 催	派遣職員
「被害者支援員養成講座(第 20 期)」	10月22日	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	長崎センター 課長
「人身安全関連事案対策専科」研修	11月8日	長崎県警察本部 生活安全部人身安全対策課	長崎センター 課長



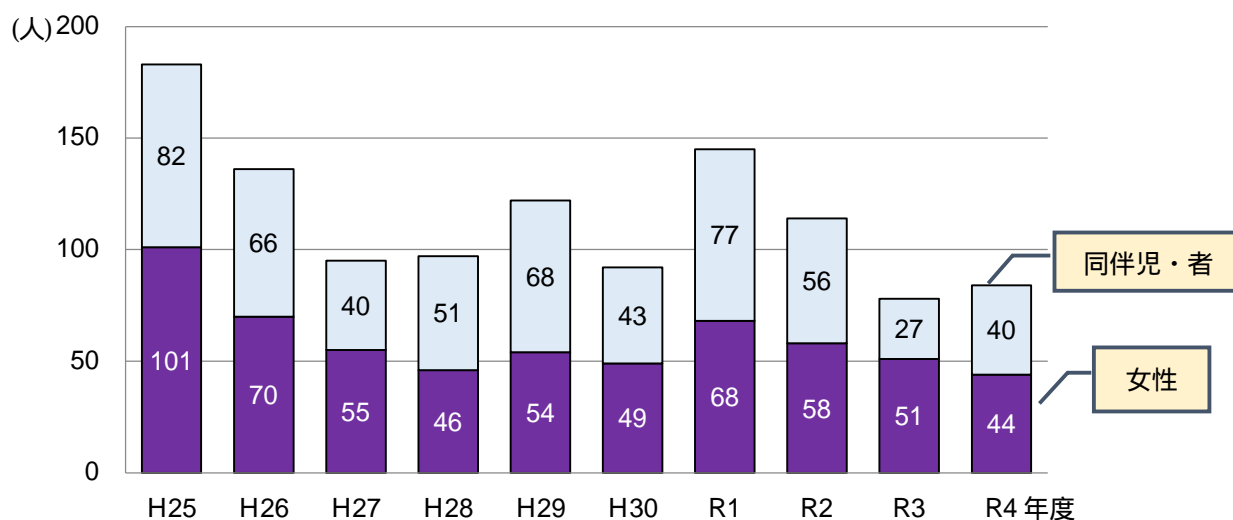
() 一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

1 一時保護の推移

(1) 入所者数

平成24年度には103名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は50名前後の保護となっている。令和4年度は、女性44名、同伴児・者(女性が同伴した家族)40名と合わせて84名の保護を行った。



(2) 一時保護の詳細

令和4年度は、女性の保護数は減少したものの、同伴児・者の保護数が多く、延日数が大きく増加した。

* ()はDV被害者数を再掲

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
女性	実人員	49(22)	68(44)	58(37)	51(26)	44(28)
	延べ日数	616	1033	760	511	634
同伴児・者	実人員	43(28)	77(67)	56(48)	27(15)	40(29)
	延べ日数	419	1448	767	330	532
合計	実人員	92(50)	145(111)	114(85)	78(41)	84(57)
	延べ日数	1,035	2,481	1,527	841	1,166
平均保護期間	女性	12.6	15.2	13.1	10.0	14.4
	同伴児・者	9.7	18.8	13.7	12.2	13.3
1日平均保護者数	女性	1.7	2.8	2.1	1.4	1.7
	同伴児・者	1.1	4	2.1	0.9	1.5
保護期間最長	女性	53	63	44	39	59
	同伴児・者	53	62	44	39	39
次年度へ継続	女性	3	1	4	1	1
	同伴児・者	1	4	7	0	0

2 昨年度の状況

(1) 相談経路・主訴

一時保護となった44名の内、警察を通じて入所するケースが28件と半数以上を占めた。

また、64%にあたる28名がパートナー(夫や同棲の交際相手)からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、40名91%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、52%にあたる23件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

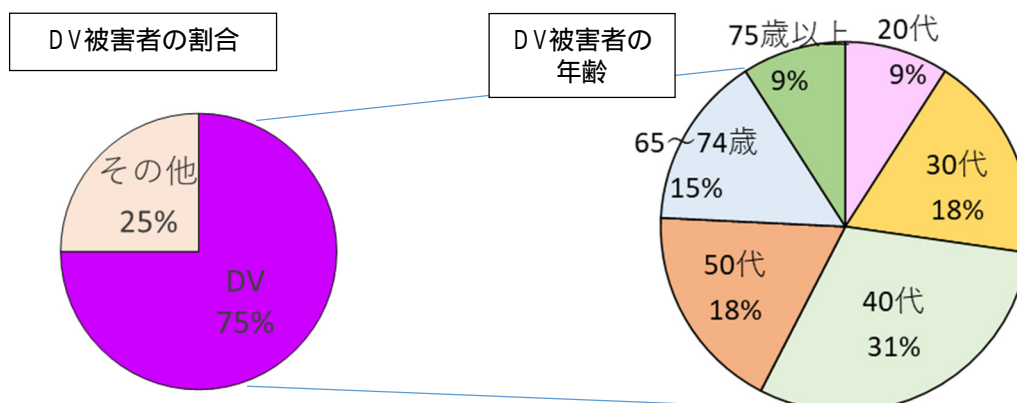
相談経路	DV	その他	総計	主訴		件数
警察関係	20	8	28	暴力被害	夫等の暴力(虐待含む)	29
福祉事務所	2	3	5		交際相手からの暴力	4
他の相談機関	1	3	4		親からの暴力	3
本人自身	5	1	6		親族からの暴力	1
医療機関	0	1	1		子どもからの暴力	3
総計	28	16	44	帰住先なし	1	
				家庭不和	1	
				男女問題	1	
				ストーカー被害	1	
				総計	44	

* DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

(2) 年齢別

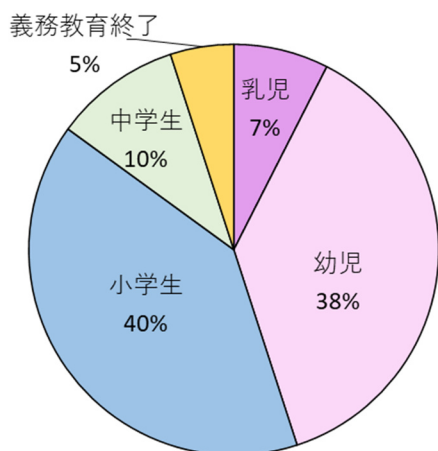
30代~50代が26名と59%を占めている。その中でも、DVを主訴に避難した女性については、85%を占めており、夫等や子ども、親族から深刻な暴力被害を受けている高齢の方の相談も多くなっている。

主となる主訴	総計	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65~74歳	75歳以上
夫等の暴力	29		3	5	10	4		4	3
交際相手からの暴力	4			1		2		1	
親からの暴力	3	1	1		1				
親族からの暴力	1	1							
子どもからの暴力	3					1		1	1
帰住先なし	1				1				
家庭不和	1		1						
男女問題	1			1					
ストーカー被害	1								1
総計	44	2	5	7	12	7	0	6	5



(3) 同伴児・者

一時保護した女性の39%に同伴児・者があり、その内、DV被害者については82%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は40名で、その内、38%が幼児、小中学生は50%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが2名だった。



同伴児・者詳細	人数	入所期間(日)					
		1~5	6~10	11~15	16~20	21-30	31以上
DV被害者	乳児	3	1		1		1
	幼児	9	2	1	1	4	1
	小学生	12	3	2	2	3	2
	中学生	3	1	1		1	
	義務教育終了	2	1			1	
	18歳以上	0					
小計	29	8	4	3	10	2	2
その他	乳児	0					
	幼児	6	2		2	2	
	小学生	4			2	2	
	中学生	1	1				
	義務教育終了	0					
	18歳以上	0					
小計	11	3	0	4	4	0	0
総計	40	11	4	7	14	2	2

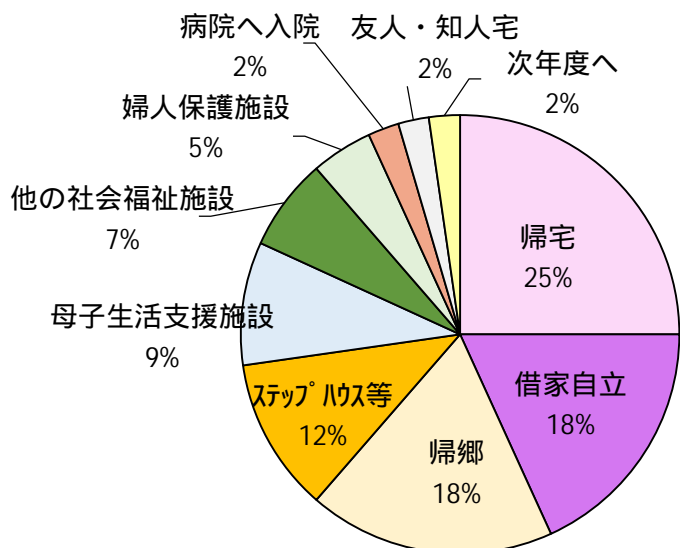
(4) 処理別(退所理由)

処理別(退所理由)	DV	その他	総計
帰宅(直近の住居へ)	3	8	11
自立(アパート等への入居)	6	2	8
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	7	1	8
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)	5		5
母子生活支援施設入所	2	2	4
他の社会福祉施設へ入所	1	2	3
婦人保護施設へ入所	1	1	2
病院へ入院	1		1
友人宅・知人宅	1		1
次年度へ	1		1
総計	28	16	44

(5) 出身地

出身地	人数
長崎市	24
佐世保市	2
諫早市	4
大村市	4
五島市	3
その他県内市町	6
県外	1
総計	44

長崎市出身者が55%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが1件あった。



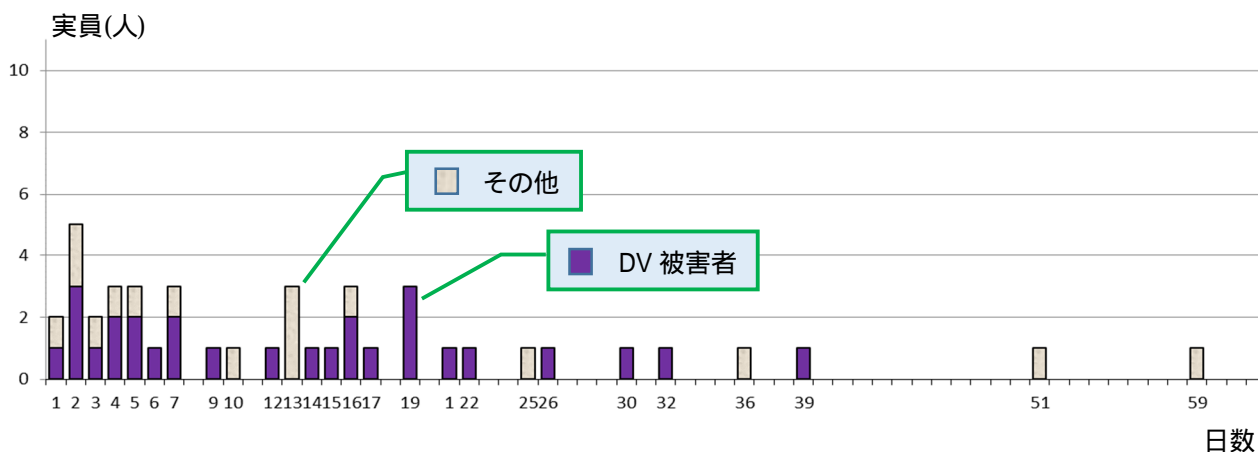
状況が落ち着いた時点で「直近の住居へ戻る者」が25%、「アパート等を借りて自立する者」が18%、「実家や親族を頼って退所となる者」が18%だった。母子生活支援施設へ移った方は9%いた。

また、新生活を始めるために資金がなく、入所中に生活保護の申請をしたケースが5件だった。

(6) 滞在日数

令和4年度の平均保護期間は14.4日だった。5日以内で退所したケースが15名と多く、直近の住居への帰宅が6名、実家等への退所が3名、ホテルやステップハウスへの退所が2名、社会福祉施設等、病院、友人宅へ移った者がそれぞれ1名、次年度へ繰り越した者が1名となっている。

長期間の入所となったケースは、希望する住宅を探すために時間を要したのもの等であり、各関係機関との連携の下、新生活への道を切り開くことができた。



3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

(1) 心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。

そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、心理面接を実施している。令和4年度は性格検査・知能検査等の心理検査を26件、心理面接を延べ221回実施した。

内容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女性	8	26
	同伴児	18	
心理面接	女性	151	221
	同伴児	70	



(2) 精神科相談

心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、外来の相談者ととも一時保護の入所者も対象とした精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には強い不安や不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が9名だった。

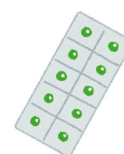
対象	診察の結果等	実人数
女性本人	要受診	9
	要経過観察	9
	医学的不介入	21
ケース相談		4
計		43



(3) 服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和4年度は18名、41%の入所者について服薬管理を行った。



(4) 法律相談（外来相談も含む）

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求めるFAX相談を行っている。相談者の48%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和4年度は13件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	12	41	2	55
FAX相談	8	10	6	24
計	20	51	8	79



(5) ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	21	22
講座	5	13

(6) 同伴児への対応

青いノート

DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。学齢児以上を対象とし、令和4年度は24名に実施した。





訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣している。平成 20 年度からは専用の学習室、平成 22 年 11 月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

令和 4 年度は平日 3 時限の授業を 43 日実施し、延べ 97 名の児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。

	学年	実人員	授業日数 43日
小学	1年	2	
	2年	1	
	3年	3	
	4年	4	
	5年	1	
	6年	4	
中学	1年	1	3
	2年	1	
	3年	1	

延べ
97名参加

あれこれ会

(DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用)

児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。

令和4年度は、8名の同伴児に延べ20回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えると同時に、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

(7) 所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。令和年度は、新型コロナウイルス感染防止のために感染症対策講座を中心に開催した。

名 称	参加者
感染症対策講座	9名

(8) 長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すと同時に、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図るため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和4年度は6名が退所後継続して支援を受けた。

4 婦人保護施設への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、婦人保護施設に措置している。令和4年度は女性2名の措置を行った。